

4 支援給付を受けている方(受けようとする方)に お願いする届出など

◆ 支援給付の窓口

支援給付の窓口は、あなたの居住地の市役所・区役所・町村役場
や福祉事務所などの支援給付の実施機関になります。

☆あなたの実施機関の連絡先は ⇨ 25ページをご覧ください。

◆ お願いする届出

1 収入の申告

(1) 新たに支援給付を受給する方の収入の申告

○農業収入、年金収入及び公的給付金等の収入がある方

直近の収入があった月の収入額を申告してください。

○上記以外の勤労収入、事業（自営）収入、仕送り等の収入が
ある方

直近月の収入の額を申告してください。

☆新たに支援給付を受給する方は、次の6月までは、収入が変動
するたびに申告を行ってください。

(2) 支援給付を受給中の方の収入の申告

基本的に年1回毎年6月に前年分（1月～12月）の収入を
収入申告書に記載し、収入金額を証する資料（各種源泉控除等
の内訳がわかる給与明細書、源泉徴収票、課税証明書、年金額
改定通知書、年金振込通知書等）を添付して提出してください。

○収入申告書に記載する収入

- ・給料、ボーナス、退職金などの勤労収入
- ・農業や事業（自営）による収入
- ・年金、手当や公的給付金などの収入
- ・仕送りや財産収入
- ・慰謝料や保険金などの臨時的な収入 など

なお、収入申告をした後、例えば仕事を辞めてしまった場合など、どうしても現在受給中の支援給付では生活ができなくなってしまった場合には、実施機関にご相談ください。実施機関がやむを得ないと判断した時には、減少した収入に基づき支援給付の金額を変更することがあります。

ただし、この場合には、次の6月までの間、収入が増加する都度、申告の手続きを行ってください。

※ 年金の額が6月以外の月に変動した場合には、その都度届出を行ってください。

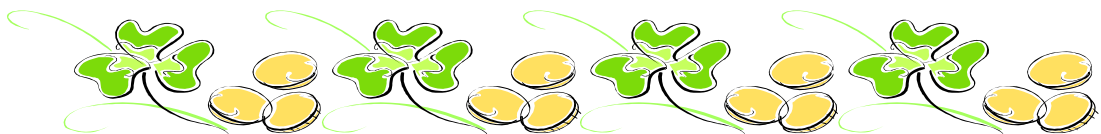
※ 臨時的に収入があった場合には、次の年の6月に収入申告をしていただくこととなり、次年度の支給額が少なくなる場合がありますので、当該月に臨時収入が入ったからといって消費することなく、計画的に消費するよう努めてください。

2 子ども世帯と同居している方は

同居している子ども世帯に収入がある場合には、その収入について毎年6月に前年1年分（1月～12月）の所得額を申告してください。

申告の際には、以下を添付してください。

- 各種源泉控除等の内訳がわかる給与明細書
- 源泉徴収票
- 課税証明書 など



3 その他の連絡または届出

以下のような場合には、実施機関に連絡または届出をお願いします。（まずは電話でご連絡ください。）

- 親族訪問等のために中国や樺太等へ渡航するとき
- 病気やケガで初めて通院するとき
- 入院や退院をするとき、また、入院先が変わるとき
- 介護サービスを受けたいとき
- 介護施設又は社会福祉施設に入所や通所をするとき、また、入所先が変わるとき
- 同一世帯に変化があったとき（転入、転出、死亡など）
- 家賃が変わったとき
- 交通事故にあったとき、また、示談をするとき
- 仕事を始めたり、変わったり、辞めたりするとき
- その他、生活の様子が変わったとき



◆ 支援給付決定（変更）通知書について

支援給付決定（変更）通知書は、支援給付の開始、変更の都度、あなたに送られるものです。支援給付を受けられる方はそれぞれの事項について説明を受けてください。

● 支援給付決定（変更）通知書貼付欄

（通知書貼付欄）

5 こんなときは

◆ 病気やケガをしたとき

- 1 病院（診療所）や歯科診療所などを受診する場合は、受付窓口で「本人確認証」を見せることで受診できます。

ただし、受診する前に次の点にご注意ください。

- ① 病院等で受診する場合は、あらかじめ実施機関に電話などの方法により連絡を入れてから受診してください。
- ② 「本人確認証」は、実施機関で発行します。病院等を受診する際に必要となりますので、なくさないようご注意ください。
- ③ 受診できる病院等は、支援給付で指定されている病院等であれば、ご自身で選ぶことができますので、受診したい病院等があれば実施機関にお伝えください。

なお、指定されている病院等については実施機関へお尋ねください。

- 2 休日や夜間など、急に具合が悪くなったため、実施機関に連絡できない場合は、「本人確認証」を病院等の窓口で見せて受診してください。

その場合でも、必ず後で実施機関にご連絡ください。

- 3 近隣の病院等を受診する場合や、実施機関または受診している病院等から紹介された病院等を受診する場合は、事前に手続きをすることで通院費（交通費）が支給されます。

なお、遠隔地の病院等をご自分で希望して受診する場合は、通院費は支給されませんので、ご注意ください。詳しくは実施機関にご相談ください。

- 4 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり、きゅうなどを受診する場合は条件がありますので、あらかじめ実施機関へご相談ください。
- 5 入院や退院をするとき、病気やけがが治って通院しなくなったときは、実施機関にご連絡ください。

◆ 介護サービスを利用するとき

介護サービスが必要となった場合は、要介護認定を受けた上で、在宅サービスや施設サービス等を利用することができます。

なお、要介護認定を受けるためには、認定のための調査などが必要となりますので、あらかじめ実施機関にご相談ください。

◆ 親族等が死亡したとき

親族等が死亡し、必要最小限度の葬祭を行えない場合は、葬祭支援給付が支給されます。葬祭支援給付の支給が必要となった場合は、葬祭の準備に取りかかる前に、速やかに実施機関にご連絡ください。

なお、他の親族が葬祭を行うことができる場合や事後の申請の場合、また、必要最小限度の額を超える葬祭を行った場合は、原則として支給できませんのでご注意ください。



◆ 親族訪問などのため中国や樺太などへ渡航するとき

親族訪問や墓参などのために中国や樺太などへ渡航する場合には、渡航前に実施機関へ渡航の目的、日程及び同行者などの届出（文書または電話連絡）を事前に行うことで、2ヵ月程度までは支援給付を停止されることなく渡航することができます。

また、帰国した際にも実施機関にご連絡ください。

なお、渡航後にやむを得ない事情により渡航期間が2ヵ月を超えてしまうような場合は、必ず実施機関にご連絡ください。

親族訪問や墓参、日中・日露の友好の架け橋となる国際交流への参加、またはこれらと同様の趣旨であると実施機関が認めた目的以外の目的での渡航や、やむを得ない理由もなく渡航期間が2ヵ月を超えてしまった場合などは、渡航にかかった費用（交通費や宿泊費）を収入として認定したり、支援給付を停止または廃止することがありますのでご注意ください。

※海外旅行保険等への加入

渡航期間中に急病等で通院や入院したときの医療費については、医療支援給付を支給できない場合がありますので、親族訪問や墓参などのために中国や樺太などへ渡航する場合には、必ず海外旅行保険等に参加してください。

◆ 通訳が必要なとき

病院などや介護施設を利用する場合や行政機関での手続きが必要な場合などで、周りに通訳を頼める方がいないときには、中国語などのできる自立支援通訳や支援・相談員などに通訳を依頼することができます。詳しくは実施機関にご相談ください。

◆ 相談や悩みごとがあるとき

実施機関に配置されている支援・相談員は、どうすればあなたの悩みごとが解決するかを一緒に考え、手助けします。

また、あなたのご家族の生活の様子などについてお聞きしたり、いろいろな相談に応じます。

何かありましたら、まずは実施機関へご連絡ください。

6 その他の留意点

◆ 非課税措置などについて

- 1 支援給付費に税金はかかりません。（非課税措置）
- 2 正当な理由がないのに、支援給付が止められたり、支援給付が減らされたりすることはありません。
- 3 支援給付または支援給付を受ける権利を、誰からも差し押さえられることはありません。

◆ 必要書類などの保管について

公共機関などから届いた書類は捨てずに保管しておき、提出すべき書類かどうか支援・相談員に確認を行ってください。

◆ 支援給付の返納が必要なとき

差し迫った事情のため、資力があるにもかかわらず支援給付を受けた場合や、様々な事情により、本来受け取るべき支援給付の支給額よりも多く支給されたような場合には、多く支給された部分について返していただく必要があります。

年金の受給額が変わったり、家賃の金額が変わったりした場合も、速やかに実施機関にご連絡ください。

事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で支援給付を受けたときには、支援給付費の返還のほか、法律により処罰されることがありますので、ありのままを届け出てください。

